

平成28年度事業報告

我が国の政治情勢は、第三次安倍内閣が平成26年12月24日に発足し、5年目に突入する中、自民党は、平成29年3月5日総裁任期を現行の「連続2期6年」から「3期連続9年」に延長することを決めました。これにより、安倍首相の長期政権への基盤は盤石なものとなっています。

また、日本の経済を見てみますと、安倍首相が打ち出したアベノミクスは、「大胆な金融政策」、「機動的な財政支出」、「投資を喚起する成長戦略」の三本の矢は新たに「希望を生み出す強い経済」という形で統合され、名目GDP600兆円を目指しつつ、拡大した所得を子育てや社会保障に分配していくことで、経済成長と所得再分配を両立させることを目指しました。従来のデフレ脱却と経済成長は「希望を生み出す強い経済」に統合一本化され、新たに「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」という所得再分配政策が加えられました。このような中、「大胆な金融政策」ですが、日銀は平成28年2月16日よりマイナス金利政策がスタートしました。これは、民間金融機関が日銀に預ける「日銀当座預金」の新規預金についてマイナス0.1%金利が適用されますが、経済効果が発揮できず、9月には「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入が実施されました。しかし、2%のインフレ目標は達成することができず、民間消費を中心に成長率が低迷しており、日本のGDP約6割を支える個人消費が、平成28年を通して、マイナスになっていて、しかもそのマイナス幅が結構大きい日本経済の現状を見て取って、アベノミクスは失敗であるとの指摘がされています。一方、円相場は、平成28年の年明けから円高が加速していき、年初の120円超えから8月には100円を割り込む寸前まで一気に円高が進みました。ところが、アメリカ大統領選挙でまさかのトランプ氏が勝利したことで、円安に反転し12月には118円台まで円相場が回復しました。今後の日本経済においては、何が起きても不思議でない状況が続くものと思われます。

このような中、平成28年4月14日熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5の「前震」が発生。16日には阪神大震災級のマグニチュード7.3の「熊本地震」が発生し、一連の地震活動では観測史上初めて震度7を2回記録しました。これにより、50名の方が亡くなり、日本中が悲しみに浸っております。大きな被害を受けた名城「熊

本城」を初め多くの地域で懸命な復旧作業が進められており、1日も早い回復が望まれています。

一方では明るいニュースもありました。8月には、南半球では初めての五輪リオデジャネイロ大会が開催され、日本は多くの人が大活躍する中、特に陸上男子400メートルリレーでは歴史的快挙となる銀メダルを獲得するなど、史上最多のメダル41個（金12・銀8・銅21）を獲得しました。また昨年も、大隅良典氏が、細胞が自らたんぱく質などを分解して再利用する「オートファジー（細胞の自食作用）」の発見ががんや神経疾患の新しい治療法開発に道を開いたことが評価され、ノーベル生理学・医学賞を受賞しました。また、都知事選挙では、小池百合子元防衛相が政党推薦の候補らに大差を付け、女性初の都知事となりました。今後の都政が大きく変わることを期待してやみません。

さて、タクシー事業は、タクシー特措法の施行から約3年後の平成24年9月28日に、東京特別区・武三地区等を始め殆どの特定地域が再指定され継続されることになりましたが、平成26年1月27日に「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（改正タクシー特措法）が施行され、東京・大阪など全国155の旧特定地域が一旦一斉に準特定地域に移行されました。

このような中、特定地域の指定基準等が平成27年1月30日公示され、東京特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏および西多摩交通圏については、特定地域の指定基準に合致せず準特定地域に留まることとなりました。

しかし、南多摩交通圏については、平成27年12月28日に、南多摩交通圏が特定地域指定候補地に選定され、平成28年3月8日に開催された南多摩特定地域協議会において、台数ベースで90.8%の賛同を得て、特定地域の指定に同意を決め、平成28年6月29日に、国土交通省の運輸審議会答申を経て特定地域として大臣指定がされました。その後、平成29年2月16日に開催された第2回特定地域協議会において、個人タクシーは月2日の定休日に加えて、供給輸送力の削減は年間6日とすることを盛り込んだ地域計画が承認されました。今後は、特定地域協議会が事業計画の認可を受け、更に、個人タクシー事業者が、事業者計画の認可を受け供給輸送力の削減を実施していくこととなります。

また、東京特別区・武三交通圏、北多摩交通圏及び西多摩交通圏は、平成29年1月

27日に準特定地域として再指定がされ継続されることになったことから、引き続きタクシー業界として適正化及び活性化に取り組むこととなります。

こういった状況の中、法人タクシー業界が取り組んでいた、タクシー運賃を組み替え初乗り距離短縮運賃が、平成28年12月20日関東運輸局長名で公示されました。初乗り距離は1,052Kmに短縮され、普通車の上限で初乗り運賃410円、加算運賃は237m80円の新しい運賃が平成29年1月30日から実施されました。

個人タクシーは、法人の規制緩和とは逆に規制の強化が実施されたことにも影響され、平成14年度末の19,056人から平成28年度末では13,419人と5,637人も減少をしております。平成28年度新たに個人タクシー事業者となった者は、譲渡譲受認可事業者のみの360人に止まっています。全事業者数で見ると、この1年では518人の減少となり、1万3千を割り込むことが目前に迫っており、正しく危機的状況となっております。

前述のとおり、東京都の全交通圏は準特定地域となりましたが、平成26年度から平成28年度における需給状況の判断結果では、増加可能車両数は出ませんでした。従って、新規は引き続き凍結となり、事業者数は更に減少し、組織を維持することが困難な状況となることは明らかであります。その様な最悪な状況を迎える前に、個人タクシー業界の存亡を掛け、例えば、一定数以上の事業者数が減少した場合には、その減少分を補充する等の措置を講じて頂けるよう行政に要請していたところ、平成29年4月12日開催された「自民党の個人タクシーを応援する議員連盟」の第3回総会の挨拶の中で、「2011年から15年まで個人タクシーの減少率は、17.2%。同じ期間の法人タクシーの減少率は11.5%で、タクシーの数を減らすことへの貢献は法人に比べて明らかにある。」とした上で「こういった形で個人タクシーの新規許可ができるか真剣に検討したい。高齢化を止めて若い血を入れることに使って頂けるならあり得る。法人業界との調整や特措法の趣旨といった点でも今後相談し、対応できるようにしたい。」との見解を述べた。今後は、個人タクシー業界が取り得る施策を精査した上で、行政にお願いしていくことになり、やっと1歩の前進を見ました。個人タクシー業界の将来を少しでも明るいものにするため、早期実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

平成28年度の各事業の主な取り組み状況

I. 安全輸送を確保するために必要な事業

交通事故の削減につきましては、平成21年3月に国土交通省より公表された「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、人身事故件数の10年間で半減を目標と定め、その達成に向け取り組んでおります。安全対策委員会では、「都内における交差点別交通人身事故のワースト5」を作成し周知するとともに、重大事故情報の共有化、セーフティドライバー・コンテスト、交通事故撲滅啓蒙活動への参加等、更なる輸送の安全性の向上に努めました。また、各団体におきましても危険予知訓練（KYT）等を取り入れた講習が行われております。

また、「プラン2009」の中では、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用の弊害等についての知識普及にも取り組むこととされており、安全対策委員会におきまして警視庁や厚生労働省の危険ドラッグ等に関する資料やチラシをまとめ、各団体に周知徹底を図りました。

タクシー強盗や料金の踏み倒し等に対する防犯対策につきましては、車内防犯カメラの装着の推進、各団体での防犯訓練の実施等、一層の強化をお願いしました。

平成26年度、平成27年度と個人タクシー事業者による東京タクシーセンター指導員に対する暴力・暴言行為が発生し、個人タクシーの信用信頼を大きく失墜させました。当協会では「指導員に対する暴力・暴言行為等の再発防止策」を策定し、街頭指導の集中的実施、事業者への注意喚起、指導規程の強化等、同種の事案が二度と起きないように再発防止策の実行に強力に取り組んでおりましたが、平成28年に入り運送事業者としてはあってはならない飲酒運転による事故が連続して発生しました。それだけでなく、その後も無免許運転、無車検運行も続けざまに発生するという最悪の事態となり、ここ数年続く不祥事により個人タクシー制度そのものの存続が危ぶまれる程の危機的な状況となりました。

当協会としても、8月には「飲酒運転事故の再発防止策」を策定、また11月にはさらに強化した再々発防止策となる「個人タクシー事業の法令遵守の徹底及び事故防止対策」を策定し、業界として懸命にその実行に取り組むこととなり、平成28年度も前年度に続き、不祥事の対応に明け暮れる一年となりました。

信用信頼を失うのは一瞬ですが、失った信用信頼はすぐには取り戻せません。優秀適格者として模範となるべき個人タクシー本来の姿を取り戻すべく、個人タクシーが現在おかれている危機的状況を理解され、悪質違反を撲滅するとともに、改めて関係法令の遵守及び輸送の安全の確保が責務であることを深く認識し、一致団結してこの難局を乗り越えられるよう事業者各位の努力が必要であります。

(1) 交通事故発生件数

平成21年3月に国土交通省より公表された「事業用自動車総合安全プラン2009」は、今後10年間で死者数の半減、人身事故件数の半減、飲酒運転ゼロを目標に各業界が取り組むというものです。

当協会では、「プラン2009」に合わせ10年後の人身事故半減を目指し、毎年、団体毎の目標値と事故件数を公表、死亡事故、飲酒運転につきましては、当然のこととして、毎年ゼロを目標に掲げ、東京都個人タクシー交通共済協同組合並びに日個連東京都交通共済協同組合の協力を得ながら目標達成に向け取り組んでおります。

両交通共済協組並びに全個人タクシー協議会からの事故報告件数については、平成27年に減少した総件数は、平成28年も前年比でマイナス10件と続けて減少しました。人身事故につきましてもマイナス11件と若干ですが減少することができました。人身事故件数は「プラン2009」の基準とした平成20年のスタート時の件数にマイナス10件となりましたが既に8年が経過しており、総件数の更なる減少と合わせ一層の努力が必要です。なお、平成27年は7件であった死亡事故ですが、平成28年も7件発生する結果となりました。目標の達成には、当協会、交通共済協組、各団体での強力な交通事故防止の取り組みと、事業者の方々の日頃の交通安全に対する心掛けや意識の高揚と安全運転の徹底が不可欠であります。

内容	20年	27年	28年
総件数	1,599件	1,805件	1,795件(前年比△10件)
(内訳)死亡事故	2件	7件	7件(前年比 ±0件)
人身事故	575件	576件	565件(前年比 △11件)
物損事故	1,022件	1,222件	1,223件(前年比+1件)

※平成20年は「プラン2009」の基準年です。

また、事業者数をベースにした「平成29年人身事故件数削減目標」が関東支部において設定され、当協会におきましても4会員別に所属事業者数の割合で目標件数を割り振り事故防止対策の一層の推進をお願いしました。

(2) 事故防止コンテスト

当協会が主催する事故防止コンテストは、交通共済協同組合等から提供を受けているデータに基づき、年間の人身事故発生率（人身事故件数／事業者数）の低い上位5団体に対し、その取り組みに感謝の意を表すため表彰基準を制定しております。

平成28年の集計から、下記の所属団体が事故防止コンテストで表彰されることとなりました。

	団体名	事故発生率
1位	東京都個人タクシー協同組合 南多摩支部	0.86%
2位	東京都個人タクシー協同組合 目黒第二支部	1.03%
3位	東京都個人タクシー協同組合 品川第三支部	1.74%
4位	全個人タクシー協議会	1.79%
5位	東京都個人タクシー協同組合 世田谷第三支部	1.99%

また、事業者数49名以下の団体の3年連続ゼロ件の表彰は、日個連東京都営業協同組合町田協会が対象となりました。

(3) セーフティドライバー・コンテストへの参加

毎年7月から12月までの6ヶ月間、5人一組で無事故無違反の達成を目指す警視庁主催のセーフティドライバー・コンテストに参加しております。

平成28年度も、安全運転・事故防止の徹底を図るため150組750名の参加により無事故無違反の達成に努めました。

「セーフティドライバー・コンテスト表彰基準」に基づき、無事故・無違反10年連続達成の1団体、7年連続達成の3団体、5年連続達成の7団体及び3年連続達成の5団体が表彰となりました。また、達成率は51.3%と昨年を0.6ポイント下回る結果となりました。期間中の交通事故は昨年よりマイナス7件の4件、

交通違反も6件減少し98件でした。速度違反、信号無視が多い状況です。

	25年度	26年度	27年度	28年度
参加者	159組	158組	158組	150組
達成者	84組	81組	82組	77組
達成率	52.8%	51.3%	51.9%	51.3%

(4) ドライブレコーダー導入状況

死亡事故など大きな事故が多く発生しており、ドライブレコーダーの装着は、事故発生時の客観的な映像として適切かつ迅速な事故処理・事故原因の究明のために大変重要なものとなっています。また、事故防止対策の資料映像として活用するのはもちろんのこと、装着することによる安全運転の励行・事故防止の効果も認められることから、安全対策委員会では両交通共済協組と連携を取りつつ全車装着に向け普及促進を図りました。

車内防犯カメラとの一体型への付け替えも進めておりますが、平成28年度末ではドライブレコーダーの装着は9,951両で、装着率は75.7%でした。

また、ドライブレコーダーや車内防犯カメラ等を装備することは、前出のとおり事故処理や原因の究明、その他各種犯罪の未然防止に大きく寄与しているだけでなく、記録された映像情報は、事故・事件等が発生した際の現場の状況など、まさしく都民の安全・安心に資する多くの参考情報であることから、警視庁と当協会においては「ドライブレコーダー等の映像情報の円滑な提供に関する協定書」により協定を締結しております。引き続き、スムーズな情報提供の対応とドライブレコーダー、車内防犯カメラの更なる装着の推進をお願いいたします。

	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
装着数	9,260両	9,565両	9,124両	9,951両
装着率	63.1%	67.7%	66.9%	75.7%

(5) 法個事故防止合同活動

(一社)東京ハイヤー・タクシー協会との法個事故防止合同委員会におきましては、法個が連携して春秋交通安全運動及び12月繁忙期の統一街頭活動として、警視庁の協力のもと各乗り場においてシートベルト着用調査を実施するとともに、乗務員・事業者にはチラシやノベルティグッズを配布しながら交通事故防止指導を行いました。

また、年末年始の輸送等に関する安全総点検運動に呼応して、東タク協との連名による「年末年始安全総点検実施中」のステッカーを作成し、法個全車両に貼付して繁忙期における安全運転、交通事故防止意識の高揚を図りました。

(6) タクシードライバー交通安全教室参加（高齢事業者対象）

平成28年度の警視庁主催の高齢運転者を対象としたタクシードライバー交通安全教室は、世田谷の警視庁交通安全教育センターにおいて3回開催されました。各回とも65歳以上の事業者16人が法人ドライバーと合同で参加し、日頃の自分の運転を見直すとともに安全運転の重要性を再認識しました。

(7) 個人タクシーの防犯対策

平成28年度は東京タクシー防犯協力会では、11月30日に「防犯責任者等講習会」を開催し、個人タクシー業界からは、東個協、都営協、両交通共済、都個協の防犯協力会担当役員が出席しました。警視庁各課の担当官からのタクシーの防犯対策、暴力団情勢、薬物対策等についての講演があり防犯知識の普及と意識の高揚に努めました。

車内防犯カメラは、その装着を示すことで犯罪を未然に防ぐ効果も大きく、もしもの時の重要な証拠となる大変効果のある防犯装備の一つであります。装着台数は、既に8,316両に装備されており、ドライブレコーダーとの一体型の装着が進んでおります。引き続き、より幅広の防犯仕切板とあわせ装着の推進が望まれます。

平成28年のタクシー強盗は法個あわせ51件でありました。乗車料金を踏み倒し逃走するケースが多くを占めておりますが、売上金や運転者に危害が及ぶケースも想定し、第一に身の安全の確保そして素早い110番通報等の日常の心構えが重要であります。

また、被害車両のうち防犯仕切板を装着していない車両が11両(21.6%)ありました。

	25年	26年	27年	28年
認知件数	36件	44件	39件	51件
うち防犯仕切板未装着数	13件	12件	6件	11件
%	36.1%	27.3%	15.4%	21.6%

(8) 個人タクシー事業の法令遵守の徹底及び事故防止対策について

平成28年に入り、本来ありえない飲酒運転に起因する事故が連続発生しました。1月、3月、5月と立て続けに発生し、非常事態であることから、飲酒運転の再発防止策の策定に向け検討を進めておりましたが、3月には無車検運行、7月にはひき逃げ事案も発生してしまいました。

このような状況の中で、8月1日に東京運輸支局長より「個人タクシー事業における法令遵守の徹底について」の通達が発せられ、「輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾である。傘下会員事業者に対し、法令遵守の重要性について改めて認識させるとともに、輸送の安全確保が図られるよう再発防止に向けた取り組みに万全を期されたい。」と指導の徹底要請が出されました。これらを踏まえ8月19日開催の第26回理事会において、各事業者によるアルコールチェックの実施及び日報記載の徹底など遵守する旨の宣誓書の提出、安全確保確認シートの活用等を定めた「飲酒運転事故の再発防止策」を策定し実行していくこととしました。

【飲酒運転事故の再発防止策】

飲酒運転による事故が本年に入り4件も発生し、個人タクシーに対する社会の評価は、かつてないほど厳しく、制度の存続も危ぶまれるほどの状況に陥っていることを踏まえ、個人タクシーの信頼回復に向け、飲酒運転の撲滅に一丸となって取り組み、二度と飲酒運転が発生しないよう再発防止策を策定し実行することとする。

〔都個協の取り組み〕

1. 緊急通知「飲酒運転の撲滅について」及びポスターの作成

飲酒運転事故の連続発生に伴い、当協会より「飲酒運転の撲滅について」の緊急通知を会員団体に発出し飲酒運転撲滅を訴えるとともに、あわせてポスター「NO! 飲酒運転 今年に入り 4 件飲酒事故が発生」を作成し、団体事務所に掲出し注意喚起を図った。

2. 過怠金及び除名勧告等の処分の実施

当協会における「会員の処分等に関する規則」に基づき、飲酒、酒酔い又は酒気帯び運転などの個人タクシー事業者としてあるまじき行為に対しては、過怠金の賦課及び除名勧告等の処分を厳格に実行する。

3. 緊急時における携帯メールへの一斉送信

飲酒運転による事故が発生した場合等、緊急事態の注意喚起に関する情報を登録事業者に一斉送信した。

4. 携帯メールシステムへの登録者数拡大要請

速やかな情報提供を行うための携帯メールシステムへの登録事業者数の拡大及び情報提供を充実させる。

5. アルコールチェッカーの管理等のポスターの作成及び配布

毎年、「アルコール検知器の保守等に関する徹底について」を通知し、適切な管理を怠った場合の行政処分等についてポスターも作成し、団体事務所に掲出し注意喚起を図っている。

〔会員団体の取り組み〕

1. 全所属事業者が飲酒運転撲滅への取り組みに賛同することを宣言

所属事業者が飲酒運転撲滅への取り組みについて下記事項に賛同することを宣言させる。

会員団体において、「宣言書（又は宣誓書）」（以下、「宣言書」とする。）を作成し、提出期日を設け、所属事業者より回収し保管する。

また、未提出者が出た場合には、当該所属団体へ宣言書提出の対応を依頼する。

《宣言事項》

会員団体名 代表者名 殿

宣 言 書

私は飲酒運転撲滅への取り組みに賛同し、以下の事項を遵守することを宣言します。

- 一、出庫帰庫時に必ずアルコールチェックを行い、日報に記載します。
- 一、アルコールチェッカーで反応したときは、いかなる理由があっても自動車を運転しません。
- 一、飲酒を伴う場所には、ハンドルキーパーの場合を除き、自動車では行きません。

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ (自署)

2. 研修会・講習会における注意喚起

各所属団体においては、最低年 2 回程度の研修会・講習会を実施しており、次回開催については早期開催を要請するとともに、同研修会・講習会に東京都個人タクシー協同組合及び日個連東京都営業協同組合の本部常任役員等が出向き、飲酒運転撲滅について注意喚起を行う。

3. 所属団体へ再発防止について具体的な取り組み内容の報告要請

各所属団体が取り組む下記 7 項目の内容について所属団体へ報告を求める。

〔所属団体の取り組み〕

1. 緊急時、携帯・スマホ・FAX等を活用し、所属事業者に速報する連絡網の構築
2. 所属団体設置のアルコールチェッカーの更なる活用を検討
3. 事業者各自による飲酒単位、アルコール検知（自家使用時も含む）の実施、睡眠記録や服薬の有無等を記録する「安全確保確認シート」への記載及び保管
4. ドライブレコーダーの更なる装着促進
5. 飲酒を伴う場所にはハンドルキーパーの場合を除き、自動車での乗り入れ禁止の徹底
6. 所属団体による小グループ講習会の実施
7. 所属団体に設置されている事故対策委員会等で飲酒運転撲滅に関する検討

しかしながら、上記「飲酒運転事故の再発防止策」を定め、都個協、会員団体、所属団体において取り組み事項のフォローアップを行っておりましたその最中、9月に入りまたしても飲酒運転事故が、10月には無車検運行などが続けて発生しました。

法令違反が生じる要因として、法令遵守に対する個々の事業者の認識不足、支部長（支部役員）と支部員のコミュニケーション不足、各所属団体の安全運行指員の事業者に対する事故防止活動の徹底が十分にされていないことなどが考えられ、11月29日開催の第28回理事会において、先の「飲酒運転事故の再発防止策」をさらに強化した「個人タクシー事業の法令遵守の徹底及び事故防止対策」を策定し、悪質違反の撲滅に向け、都個協、会員団体、所属団体が一体となって追加的取り組みを実行していくこととなりました。

【個人タクシー事業の法令遵守の徹底及び事故防止対策】

平成28年8月19日に「飲酒運転事故の再発防止策」を策定し実行しているところであるが、立て続けに発生する個人タクシーの飲酒運転事故、ひき逃げ（救護義務違反）事案等の不祥事により、個人タクシー制度の存続も危ぶまれるような状況を踏まえ、改めて輸送の安全確保及び関係法令の遵守が責務であることを深く認識し、悪質違反の撲滅に向け、再発防止策をさらに強化し実行することとする。

〔都個協の追加的取り組み〕

1. 事業者研修会において法令遵守等の確認試験の実施
期限更新時の事業者研修会において、関係法令の遵守等について事業者一人ひとりに考えてもらう機会となるよう確認試験を行う。
研修会会場において、試験用紙を配付する。受講事業者は用紙を持ち帰り回答し、後日、所属支部へ提出する。用紙を回収した支部は、研修会名簿に結果等を記入し保管するとと

もに、集計表を本部経由で都個協に報告する。

各支部においても結果を研修やグループ講習等に活用する。

2. 緊急通知「飲酒運転の撲滅について」及び「個タク制度の危機 なぜ法を守れない」ポスターの作成

飲酒運転事故の新たな発生に伴い、「飲酒運転の撲滅について」の緊急通知を發出し飲酒運転撲滅の再徹底を訴えるとともに、ひき逃げ（救護義務違反）事案も発生していることから、「個タク制度の危機 なぜ法を守れない」を標語としてポスターを作成し、団体事務所に掲出し注意喚起を図る。

3. 過怠金及び除名勧告等の処分の実施

当協会における「会員の処分等に関する規則」に基づき、飲酒、酒酔い又は酒気帯び運転、無免許運転、無車検運行他、個人タクシー事業者としてあるまじき行為に対しても、過怠金の賦課及び除名勧告等の処分を厳格に実行する。

4. 緊急時における携帯メールへの一斉送信

新たに発生した飲酒運転による事故、ひき逃げ（救護義務違反）の疑いのある死亡事故について、それぞれ緊急事態の注意喚起に関する情報を登録事業者に一斉送信する。

5. 各団体で行われる小グループ講習等への支援

各団体で行われる小グループ講習等において安全教育の充実を図る教材の一つとして、飲酒運転については警視庁交通部交通総務課推奨の交通安全教育 DVD「終わりなき悔恨～飲酒運転の果てに～（全日本交通安全協会推薦）」、ひき逃げ事案については「償いの十字架（全日本交通安全協会推薦）」を貸与するなどグループ講習等の推進に努める。

6. 安全対策委員会の活動

(1) 「個タク制度の危機 なぜ法を守れない」ポスターを協会報に掲載

各事業者に配付される協会報に「個タク制度の危機 なぜ法を守れない」ポスターを当面の間掲載する。

(2) 都内における交差点別交通人身事故発生状況の作成

引き続き、警視庁交通部にご協力いただき、前年に発生した「都内における交差点交通人身事故発生状況」を作成し、事故防止活動に活用していく。

(3) 都内における高速道路交通人身事故多発地点状況の作成

引き続き、警視庁交通部にご協力いただき、前年に発生した「都内における高速道路交通人身事故多発地点状況」を作成し、事故防止活動に活用していく。

(4) 無免許運転、無車検運行等の確認及び報告

会員団体より、四半期ごとに安全対策の取り組み状況、無免許運転、無車検運行、定期点検、メーター検定の状況の報告を受ける。

[会員団体（組合本部）及び交通共済協組の追加的取り組み]

1. 緊急支部長会議等の開催

(1) 支部長等と支部員のコミュニケーション不足の解消対策

更なる輸送の安全確保及び法令遵守の徹底を図るためには、支部長等と支部員のコミュニケーションの強化が必要であることを支部長に認識させ確実な実行について徹底を図る。

(2) 安全運行指導員に対する対策

安全運行指導員は、2年ごとの更新時に事故対策機構主催の「運行管理者等一般講習」及び関東支部主催の「輸送の安全管理研修会」を受講しているが、更なる強化のために「安全運行指導員活動マニュアル」等を活用し、安全に関する活動を確実に実施するよう徹底を図る。

(3) 飲酒運転事故、死亡事故を起こした事業者の共通点として、生活設計、親の介護、生

活費等の問題が見受けられるので、ライフプランや医療介護、心のケア等も取り入れた幅広いテーマで実施する。

2. 所属団体における小グループ講習等への支援

- (1) 会員団体は、関係法令遵守の徹底、安全意識の更なる向上及び事業者のさまざまな状況を把握することを目的として、所属団体において、10名～30名程度の事業者によるグループ講習等を実施することを定める。
- (2) 事業者の状況を個別に記録保存する様式等を定める。
- (3) 所属団体で実施されたグループ講習等の報告を求めるとともに、会員団体担当役員は所属団体の巡回を行い記録保存状況等を把握・確認し、必要に応じ指導・監督を行う。
また、所属団体の研修会・講習会に出向く際には、巡回で得たグループ講習等の好事例などのメリットについても言及する。
- (4) 所属団体が行うグループ講習等について、事業者の状況把握だけでなく、画一的にならないようグループディスカッション等に使えるような話題や情報の提供にも努める。
- (5) グループ講習等への連続欠席者（未参加者）に対する対応については所属団体役員と連携を取りつつ指導する。
- (6) 個人情報の取扱いには十分配慮する。（個人情報保護法）

3. 健康起因事故の減少に向けた取り組みの支援

所属団体の実施する健康起因事故の減少に向けた取り組みに対し、人間ドックや健康診断結果の活用等、健康管理の促進のため受診費用の助成や情報提供などの支援に努める。

4. 緊急時の連絡体制の強化

緊急時の連絡体制を改めて見直し、所属団体及び交通共済協組とも連携を取りつつ、行政及び関係各所への迅速な連絡体制を構築する。

5. 交通共済協組の取り組み

- (1) 交通共済協組は、実際の事故処理はもとより日頃から事故防止活動を大きく担っていることから、会員団体と連携し（本部との合同会議等）、引き続き輸送の安全の確保及び法令遵守の徹底に取り組む。
- (2) 交通事故、健康管理、事故惹起者の特徴等について、所属団体のグループ講習等の継続的实施に向けた支援に努める。
- (3) 緊急時の連絡体制を改めて見直し、会員団体及び所属団体とも連携を取りつつ、行政及び関係各所への迅速な連絡体制を構築する。
- (4) 個人情報の取扱いには十分配慮する。（個人情報保護法）

6. 無免許運転、無車検運行等の確認及び報告

会員団体は、四半期ごとに安全対策の取り組み状況、無免許運転、無車検運行、定期点検、メーター検定の状況を取りまとめ都個協に提出する。

〔所属団体（各支部）の追加的取り組み〕

1. 所属団体における小グループ講習等

- (1) 10名～30名程度の事業者によるグループ講習等を実施する。
- (2) グループ講習等は、支部長、副支部長、安全運行指導員等が一体となって推進し定期的に開催する。
- (3) 事業者同士が向き合い話し合う等のグループ講習等を通じて、関係法令遵守の徹底、安全意識の更なる向上及び事業者のさまざまな状況を把握することに努める。
- (4) 健康起因事故の減少に向けた取り組みとして、人間ドックや健康診断結果を活用し、積極的な加療及び継続的な加療を促進する。
- (5) 事業者の状況は、会員団体で定めた様式等を活用し、飲酒、血圧、持病の有無や薬の服用、睡眠、最近の事故歴、家族構成、その他気がついた問題点などについて個別に記

録保存する。

(6) グループ講習等以外でも、通常、所属団体役職員が事業者本人や友人等から聞いたこと、また内部通報を受けたこと等を追加記録していく。

(7) 記録を基に、睡眠導入剤や抗うつ薬等を服用し、飲酒する事業者やその他問題があると判断される事業者については個別（家族を含め）に面接し適切な指導を行う。

(8) グループ講習等は、事業者の状況把握だけでなく、事故事例やヒヤリ・ハット事例、危険予知訓練（KYT）の他、健康管理や心のケア等についても取り組み、時にはテーマを定めグループディスカッションを行うなど画一的にならないように努める。

(9) 支部長、副支部長、安全運行指導員等は、精神的安定の取り組みとして、事業者の相談窓口となってコミュニケーションを図り、相談しやすい雰囲気づくりに努める。

また、提携している医療機関等とも連携を図り心のケア等にも努める。

(10) 実施したグループ講習等は会員団体へ報告をする。

(11) グループ講習等への連続欠席者（未参加者）に対する対応については会員団体役員と連携を取りつつ指導する。

(12) 個人情報の取扱いには十分配慮する。（個人情報保護法）

2. 緊急時の連絡体制の強化

緊急時の連絡体制を改めて見直し、会員団体及び交通共済協組とも連携を取りつつ、行政及び関係各所への迅速な連絡体制を構築する。

3. 無免許運転、無車検運行等の確認及び報告

所属団体は、四半期ごとに安全対策の取り組み状況、無免許運転、無車検運行、定期点検、メーター検定の状況を調査し会員団体へ報告をする。

〔その他〕

1. 都個協・会員団体・交通共済協組・所属団体の共通事項

(1) ドライブレコーダーの導入促進

事故発生時の客観的映像として適切かつ迅速な事故処理・原因究明に活用されるだけでなく、危険予知訓練（KYT）にも活用され事故防止活動の貴重な資料となるだけでなく、ドライブレコーダーを装着することは安全運転の励行・事故防止の効果もあることから、引き続き導入促進を図り、装着率（％）については、平成27年度末で66.9%を、毎年10ポイントアップ、3年間で100%の装着を目標に強力に押し進める。

(2) IT機器を活用した飲酒運転等の防止機器の導入促進

①アルコールインターロック装置

自動車に取り付け、運転前にアルコールチェックでOKが出た場合のみエンジンが始動できるものの導入を検討する。

②アルコール検知システム

スマートフォンとスマートフォンアプリを使用したアルコール検知システムの導入を検討する。

(3) ASV車（先進安全自動車）の導入促進

先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車の導入を検討する。

各所属団体（各支部）におきましては、小グループ講習等を開催し、支部役員と支部員はコミュニケーションを図りつつ、法令遵守の徹底、事故防止・安全意識の

向上、事業者のさまざまな状況を把握する個別カルテの作成等に取り組みました。また、緊急時の連絡の徹底につきましても、小グループ講習等を通じて個々の事業者に徹底いたしました。小グループ講習等につきましては、法令遵守、安全運行・事故防止に重点を置き、内容やテーマ等を工夫しながら継続して取り組んでいくこととしております。

運転免許証、車検証、定期点検（3ヵ月）、メーター検査の4項目の有効期限切れ防止の確認作業の取り組みにつきましても、有効期限等のデータベース化、定期的なチェック（事前の声かけ運動の実施）、適切な更新等の結果の把握に努めました。

しかし、2月にまたもや無車検運行及び無免許運転が発覚したことから、3月7日付にて「運転免許等の有効期限切れ防止対策の再徹底について」を発出し、改めて有効期限が近づいている事業者には、〔1ヶ月前声かけ運動〕や〔3日前お知らせ運動〕により、役職員が直接連絡を取り、確実な更新等を促すよう再発防止の徹底について注意喚起を図りましたが、3月に入り、また無車検運行が発覚したため3月13日付にて【緊急】通知として、「運転免許証・車検証の有効期限切れ防止の徹底について」を発出し、3月中に運転免許証、車検証の有効期限が切れる事業者をリストアップし、既に更新を済ませているか、これから期限を迎える事業者は、何日に更新に行くのか等（車検については何日にどの整備工場等に予約を入れているのか）を確認し更新をするよう徹底するとともに、期限後でなく期限日が来る前に、役職員が直接、更新が済んでいることの確認を必ず行うよう作業の徹底を図りました。

更に、3月15日付にて【緊急依頼】として、「運転免許証等の有効期限切れ防止のチェック体制の確認について」を発出し、本部役員が所属団体（各支部）へ出向き、運転免許証、車検証、定期点検（3ヵ月）、メーター検査の4項目について、

1. 団体として有効期限等のデータベース化がされているか。
2. 事前に役職員が直接連絡を取り、声かけをしているか。
3. 期限後でなく期限日が来る前に、役職員が直接、更新が済んでいることの確認を行っているか。

有効期限切れ防止の確認作業が適切に行われているか改めてチェックするとともに、万が一、一部項目について未だに行われていない場合には、直ちに確認作業を開始

するよう指導し、確認作業が開始されたことの確認も行うよう要請しました。

また、3月23日付けにて東京運輸支局長より、「運転免許証及び自動車検査証の有効期間切れ防止対策の実施状況について」が発出され、各支部における運転免許証、自動車検査証の有効期間更新チェック体制の調査及び昨年11月1日以降の運転免許証等の有効期間更新確認において、有効期間が満了した後に更新が行われた事案について調査を行い、3月28日に東京運輸支局に提出いたしました。

なお、4月以降も月単位で運転免許証及び車検証の有効期限が切れる事業者をリストアップし、既に更新を済ませているか、これから期限を迎える事業者は、更新等の手配がされているかについて確認するとともに、有効期限が切れる前に全員が更新を済ませていることの確認作業を実施し、その結果は東京運輸支局に報告しております。

II. サービス向上・資質向上・輸送秩序の確立のために必要な事業

1. 良質な輸送力の確保対策について

(1) 個人タクシー事業者研修会（許可期限更新者対象）

個人タクシー事業者研修会は、許可事業者として、関係法令、通達、取扱い基準等の周知に加え、苦情等を根絶するため、旅客接遇を重点に徹底を図るとともに、一層の輸送サービス向上を期することを目的に東京運輸支局長推薦の研修会として実施しました。

・平成28年12月1日更新者	4回開催	3,526名受講
・平成29年6月1日更新者	2回開催	2,072名受講
※受講時の服装指摘1回目の者		23名
※受講時の服装指摘2回目の者		0名

サービス向上のための教育・研修の充実につきましては、タクシー運転者の接客接遇用にお客様に対する姿勢や心構えをはじめロールプレイングも取り入れた具体的な対応等について構成された、マナー教育専門の講師による接客接遇マナー講習を取り入れており、より一層のサービス向上を図りました。

また、73歳以上の事業者には、別日に従来のプログラムに加え、自動車事故対策機構、医療機関の専門家を招いた講習を取り入れた高齢事業者研修会を実施いたしました。

(2) (一社)全国個人タクシー協会関東支部主催の各種講習会への参加

- ・譲渡譲受試験講習会 246名受講
- ・個人タクシー事業講習会 334名受講

2. 利用者へのサービス向上対策について

社会から厳しい評価を受けている個人タクシーが、再生をかけ導入したマスターズ制度の参加事業者は、4月1日現在では12,176人、その参加率は、92.1%となっております。参加率だけでなく名実ともに真のマスターと呼ぶに相応しいより高いレベルへの資質向上が求められており、各団体におきましてもスキルアップ研修会を実施するなど個人タクシー全体のレベルアップに努めました。

乗降時にお客様に心のこもった一声をかけるワンフレーズ運動や初乗距離短縮運賃も導入した中で近距離のお客様にも気持ち良くご利用いただくための接客基本の徹底と「おもてなしの心」を表せるよう接客接遇マナー講習や接客マナーコンテスト等を通じて会得したワンクラス上のお客様対応により、個人タクシーの存在感が示せるよう更なるサービスの向上に取り組みました。

また、増え続ける訪日外国人への対応、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会、更に少子高齢化社会も見据えた中で、外国人旅客接遇研修やユニバーサルドライバー研修(UD研修)にも取り組みました。

(1) 「個人タクシー利用者感謝の日」PRキャンペーン活動(12月1日～21日)

利用者の皆様には、日頃の感謝の気持ちを伝えるとともに、マスターズ制度を中心とするサービス向上のPRを、事業者には業界全体で取り組んでいるマスターズ制度を再認識し、個人タクシーが存続するために世論からの信頼回復を図るべく、自主努力が不可欠であるということを自覚し、更なるサービス向上を推進すること

を目的に、関東支部と共催で平成28年度も12月に「個人タクシー利用者感謝キャンペーン」活動を展開しました。

応募ハガキ付きマスターズ制度のPRチラシを制度参加事業者が利用者に車内で配布し、ご利用の領収書を貼付して応募する方法により、今回は12,078通ものご応募をいただきました。

本年度も東日本大震災の復興支援策の一環として、当選賞品には東北地方への観光宿泊プランや特産品、また平成28年4月に発生した熊本地震の復興支援策として九州地方の特産品も盛り込み、1月17日に抽選会を行い総計715名の利用者にお贈りしました。

また、当選者が利用した事業者にも副賞を贈り制度参加への意識高揚を図りました。

・ 応募ハガキ付PRチラシ			306,000枚	配布
・ 応募総数			12,078	通
・ 当選者	マスター賞	東北北陸有名旅館		
		宿泊プラン	15	組
	ふたつ星賞	東北・九州特産品	100	名
	ひとつ星賞	協会特製クオカード	600	名

(2) 第24回個人タクシー利用者懇談会（11月7日）

公共交通機関として、日頃ご利用いただいている利用者からご意見・ご提案等を伺い、諸施策の参考とするため利用者懇談会を毎年1回開催しています。

平成28年度は、昨年委嘱をしたアドバイザーの2回目の懇談会で、前回頂戴したご意見等についてその対応を報告するとともに、意見交換では、「法人タクシーと個人タクシーの差が利用者としてはよくわからない。もっと個人タクシーの特徴や良さを明確に出していくべき。」「翻訳サービスが非常に好評だと聞いている。現在は全車に対応していないということだが、今後全車対応の予定はあるのか。」

「各地域のお年寄りセンターに向けて、その地域の個人タクシーと連絡をとれるようにし、地域密着の環境を作るといいのではないか。」といったご意見・ご提言もいただきました。

(3) 接客マナーコンテスト（2月28日）

全個協が「新サービス向上推進5か年計画」の後継計画として策定した「スキルアッププラン2015」は、利用者からの信頼の証「乗って安心 個人タクシー」ブランドに磨きをかけて（再生）、更に個人タクシーらしい接客マナーを基本としてユニバーサルドライバー研修の知識を修得、地域特性を活かした観光知識のスキルアップ等の取り組みを進めることとしており、資質の向上策の一つとしてマスター事業者コンテストを実施することとされております。

平成28年度は、各団体単位での予選会、都県協会単位での準本選会、関東支部での本選会が行われました。

2月28日に開催した当協会主催の準本選会では、各団体の予選会を通過した13名のノミネート者が、“おもてなし”の接客で心がけていることを自己PRした後、タクシー車両の模型を使ったロールプレイングに臨みました。昨年に続き今回も社会的要請でもあるユニバーサルドライバーを視点を据え、車いすを使用しているお客様が利用するという設定で行われました。次の機会もまた個人タクシーを利用したいと思うような安心感や満足感を与えることができるか、各ノミネート者は事前のトレーニングと日頃の営業で培った経験を活かし、やさしく丁寧な接客を披露しました。審査の結果、関東支部が行う本選会へ7名を東京代表として推薦しました。

審査員の(株)キャプラン:マナーインストラクターの松橋真理子さんからは、「接客に対する意識が年々上がってきていると感服いたしました。車いすのお客様に対して一番に聞いていただきたいのは、『お手伝いをする必要があるのかないのかの確認』です。『特に介助はいらぬということであれば見守る』のもサービスです。このコンテストはお客様への気配りということをテーマにして開かれています。『お客様に気配りをするということは、お客様の気配を感じることだと思う』と言った方がいます。これこそサービスの本質ではないでしょうか。この言葉を皆さんの仕事にも活かしていただければと思います。」とアドバイスをいただきました。

また、3月29日に行われた都県協会代表14名が集った関東支部の本選会では、ノミネート者は、一層磨きをかけた接客サービスを披露し、東京選出のノミネート者が見事に最優秀賞を獲得いたしました。また、特別賞にも1名が入賞しました。平成29年度の全国大会「マスター事業者コンテスト」へは、関東地区からは昨年

と今回の本選会最優秀賞・優秀賞の受賞者が進出することとなります。

(4) 優良タクシー乗り場

利用者がタクシーを選別でき安心して利用できる環境整備対策として導入された優良タクシー乗り場は、平成28年度は10月3日から新たにバスタ新宿タクシー乗り場及び銀座8号タクシー乗り場の2箇所で開催されたのに続き、平成29年4月24日からは銀座2号タクシー乗り場及び銀座9号タクシー乗り場の2箇所が加わり開催となりました。優良タクシー乗り場は、現在都内で12地区20箇所になっています。

なお、各優良タクシー乗り場及び羽田空港国内線タクシー乗り場は、「WELCOME ABOARD」ステッカーの貼付と「指差し外国語シート」の携行が入構条件の一つとなっておりますが、当協会におきましては、入構の有無にかかわらず全ての事業者が、外国人利用客の利便向上に資するため、常時「WELCOME ABOARD」ステッカーの貼付と「指差し外国語シート」を携行することとしております。

優良タクシー乗り場につきましては、引き続き入構資格のあるマスター（みつ星）事業者並びにタクシーセンター優良運転者表彰を受けた事業者の方々の積極的な入構へのご協力をお願い申し上げます。

また、ライドシェア等業界を取り巻く厳しい状況下、優良タクシー乗り場においては、法人業界とも連携して、選ばれる公共交通機関として、更なるサービスの向上を目指し、お客様が列を成している場合等を除き「ドアサービス」を徹底し、また「トランクサービス」においてはすべての営業において行うこととしております。

(5) 環境にやさしい低公害車「EV・HVタクシー」の推進

環境にやさしいエコタクシーの普及を促進する観点から、丸の内にある新丸ビル前タクシー乗り場が低公害車専用の「EV・HVタクシー乗り場」として運用されており、個人タクシー車両も積極的に入構し運営に協力しております。

4月現在の個人タクシーの電気自動車は特別区武三交通圏では5両、ハイブリッド自動車は4,908両、北多摩交通圏においては、電気自動車が1両、ハイブリッド自動車が58両、南多摩交通圏においては、ハイブリッド自動車が127両あります。

(6) 携帯電話メール活用による情報提供並びに情報収集システム

東日本大震災の発生を契機に、災害時等における行政機関からの緊急要請や都内の道路、各駅のタクシー乗り場の状況等について、携帯電話メールを活用し、適時適切な情報を個人タクシー事業者へ直接提供するとともに、迅速な情報収集も行えるシステムを整え運用しております。緊急時の帰宅困難者等の対応だけでなく、日頃の事業者の動向等についてもメールを活用し実態を把握するなど、情報を共有化することにより、より一層の利用者利便の向上に努めております。

(7) 個人タクシー環境美化運動

タクシー乗り場やその周辺、団体事務所近隣等での清掃活動は、従来から個人・グループ・団体単位等で地域に根差した取り組みが行われております。

当協会におきましても、東個協・都営協合同による社会貢献策の一環として、都内各駅のタクシー乗り場での清掃活動を実施しており、平成28年度も毎月有志6名にご参加いただき、出動12回延べ72名により清掃活動を行いました。有志の皆様には心より感謝を申し上げます。

今後も、お客様に気持ち良くご利用いただける乗り場として環境美化に努め、各地で実施してまいります。

(8) 東京観光タクシードライバー認定制度

東京都内のタクシー事業者と東京の観光に係わる者が連携し、東京の観光振興とタクシー事業の活性化を図ることを目的に、「観光知識」と「おもてなしの心」を備えたドライバーを育成する東京観光タクシードライバー認定制度は平成24年度よりスタートしており、現在認定を受けている個人タクシー事業者は85名になりました。

近年の訪日外国人の増加や2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催も見据え、さまざまな観光メニューも設定されており、各団体でも認定ドライバーがさらに増えるよう取り組んでおります。

(9) 東京オリンピック・パラリンピックへの対応

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催は個人タクシー業界にとっても事業の活性化、利用者利便の更なる向上により事業の一層の発展につながる絶好の機会ととらえています。国内はもとより海外からの多数のお客様に対する接客・接遇等について諸施策を検討・実施し、公共交通機関の立場からおもてなしの心を持って安全・安心・快適な国際都市東京の実現へ寄与することを目的に東京オリンピック・パラリンピック対策特別委員会が設けられています。平成28年度は、前年度に検討した近年の訪日外国人の増加に伴い、日本のタクシー事情(左側走行、自動ドア等)を理解されていないことによる事故・トラブルとなる事例が増えることが想定されることから、後部右側のドアから乗り降りしないように啓発する車内貼付ステッカー「左側のドアからご降車ください」を作成し、配付いたしました。また、「外国人旅客接遇研修(英語初級)」「ユニバーサルドライバー研修(UD研修)」も実施いたしました。

(10) 外国人旅客接遇研修(英語初級)の開催

増え続ける訪日外国人対応策の一つとして、東京タクシーセンター認定の「外国人旅客接遇研修(英語初級)」を平成27年7月より開催しております。外国人講師によるロールプレイ演習も取り入れた研修となっており、平成28年度は1回開催し、36名が受講修了しました。

修了者は、外国人旅客に対するタクシーサービスの更なる向上を図るため、羽田空港国際線タクシー乗り場待機所に設けられている修了者専用の「おもてなしレーン」への入構が可能となります。

※優良タクシー乗り場のため、優良乗り場への入構資格は必要。

(11) ユニバーサルドライバー研修(UD研修)の開催

「ユニバーサルドライバー研修」は、タクシードライバー向けのバリアフリー研修で、高齢者や障がい者の方々の多様なニーズや特性を理解し、お客様との円滑なコミュニケーションの確保など、適切な対応ができるよう一般のタクシードライバーの「接遇向上」を目指した研修です。研修内容は、講義だけでなくグループディスカッションや車いす等を使った実習も取り入れられています。

当協会におきましても講師を養成するとともに実施機関としての認定を受け、協会主催の研修として平成27年8月よりスタートしております。平成28年度は、13回開催、通算で867名の事業者が受講修了しました。また、新規参入者は、関東支部主催のUD研修を受講することとなっており、その他タクシーセンター等で受講した事業者を含め、総受講者数は1,528名となりました。

このUD研修は東京観光タクシードライバー認定の必須要件ともなっておりますが、観光タクシーや介護タクシーの資格の1つとして考えるだけでなく「おもてなしの心」を磨くためにも有効活用し、4年後のオリンピックも見据え、多くの事業者が受講するよう推進してまいります。

3. 街頭営業の適正化と基本対応励行の推進について

平成28年度の東京都内の個人タクシー事業者に対する行政処分の状況を見ますと、監査等が11事業者に対して行われました。監査事案による車両停止は3事業者が延べ125日車の処分を受けました。調査事案による車両停止は1事業者が延べ40日車の処分を受けました。このうちの主な内容は、運送事業者としてあるまじき無車検運行が2事業者で延べ70日車の処分を受けています。

近年の個人タクシーは、事業者によるタクシーセンター指導員に対する暴力・暴言行為、無免許運転、無車検運行、飲酒運転、優良タクシー乗り場への不正入構等、優秀適格者として許可を受けている個人タクシーとしてあってはならない不祥事が繰り返し発生しています。

個人タクシーの評価をあげるべく日々努力をされている多くの事業者を裏切るこのような行為は絶対に許せることなく、個人タクシー事業者としてあるまじき行為であり、当協会としても「会員の処分等に関する規則」に基づき対処するとともに、各団体へもこのような不祥事が起きないように事業者各位に繰り返し強力に指導していただくようお願いしました。

また、銀座・新橋地区をはじめとする都内各地での不適正営業、空車タクシー待機列による交通障害も未だに頻発しております。特に銀座地区は東京の「顔」であることを十分認識いただき、銀座乗禁地区内（規制中）における乗り場以外での待機行為（乗り場無視）、車外に出た待機行為、進入禁止無視、待機禁止無視、乗

禁地区営業等を起こすことのないよう適正営業を徹底されますようお願いいたします。

東京タクシーセンターの指導協力員制度は、法人各社の管理者や個人各団体の指導担当者を対象にした指導協力員が選任され、個人タクシー業界からは当協会の街頭営業適正化特別委員会委員 8 名と同推進指導員 40 名、また東個協・都営協からも各指導担当者が指導協力員として委嘱されております。平成 28 年度も法個を合わせこの指導協力員が土日・休日を除き連日交替で問題地区の適正化に向け街頭指導に出動して、法個の区別なく是正指導にあたりました。

当協会では、これらの是正指導の他、推進指導員が計画された日程（非公開）に基づき出動し、ビデオ撮影等による不適正営業事業者の特定にも力点を置き、銀座・新橋地区、東京駅八重洲口、六本木地区等において不適正営業を繰り返す一部の悪質な事業者に対しては厳しく対応し、緩めることなく正常化に努めております。なお、平成 28 年度の街頭指導は、出動回数 84 回、指導員延べ 257 名での出動となりました。

また、12 月には全事業者が“車内必携として”所持・携帯している「適正営業ハンドブック」第 5 版を発行するとともに、平成 29 年 3 月には新たに設置された優良タクシー乗り場のページの差し込み版も作成し配付しました。

(1) 街頭営業適正化特別委員会委員及び推進指導員による街頭指導

- ・問題地区等への出動（銀座・新橋地区、六本木地区、東京駅八重洲口等）
54 回（167 名出動）
- ・年末特別街頭指導
（銀座・新橋地区、東京駅八重洲口等：12 月 1 日～15 日）
10 回（30 名出動）
- ・東京タクシーセンター指導協力員としての出動 20 回（60 名出動）

その他、銀座地区の渋滞対策会議、渋谷駅周辺交通対策検討会、各警察署・関係機関の渋滞・事故防止対策会議等への出席

(2) 不適正営業対処事案の状況

タクシーセンターや協会推進指導員等からの不適正営業等指導通報の対象事案に基づき、平成28年に警告事案、講習事案、処分事案として対処した事案は、前年の351件から83件(23.6%)増加し434件でした。減少傾向にあった指導事案は2年連続で増加する結果となりました。

(3) 「街頭営業適正化指導規程」の見直し

指導員に対する暴力・暴言行為等個人タクシーとしてあってはならない不祥事が繰り返し発生する中で、再発防止策の一環として不適正営業の撲滅に向け、行政当局担当官及び東京タクシーセンター担当者も含めた「街頭営業適正化検討会」を5月18日、6月23日に開催しました。

協会街頭指導での指導案件につきましては、現場においてはビデオ映像や複数の指導員の目で不適正行為を確認していることから、事実確認要請を廃止し、警告(処分)事案通知書の内容に異議がある場合には、通知書到達の日から1週間以内に申し出ることに改めました。また、指導対象事案は回数整理により、1回目「警告事案」、2回目「講習事案」、3回目「処分事案」、4回目以降「処分事案(加重)」としておりましたが、「講習事案」を廃止し、2回目を「処分事案」、3回目以降を「処分事案(加重・タクシーセンター実施の自主研修(1日)を含める)」とするとともに、原則として2年間無違反の場合、新たな指導対象事案は1回目として「警告事案」としていたものを無違反の期間を3年間に延長するなど更なる指導規程の強化を図りました。

(4) 所属団体長講習会

指導員に対する暴力・暴言行為等の再発防止策とともに、各所属団体において不適正営業の撲滅に向けた指導の徹底を図ることを目的に、所属団体長講習会を実施することも「街頭営業適正化検討会」において検討されました。平成28年度は、まず指導的立場にある全所属団体の団体長に対し、9月27日、11月4日の2回にわけ、東京タクシーセンターから講師の派遣を願い講習会を開催いたしました。

また、3月21日には街頭営業適正化指導規程に則り、前年(平成28年)1

年間における所属団体ごとの指導対象事案発生率の高い上位20団体の所属団体長を対象に、同じく東京タクシーセンターから講師の派遣を願い所属団体長講習会を開催いたしました。

(5) 特別指導講習会

・受講対象者

27年度		28年度	
第57回	14名	第59回	21名
第58回	15名	第60回	21名
		第61回	22名
計	29名	計	64名

(6) 街特委員及び推進指導員の合同会議

(7月26日：街特委員8名、推進指導員40名受講)

平成28年度の街頭営業適正化指導指針により、街特委員と推進指導員の合同会議は、ビデオカメラ等を使用することによる不適正事業者の特定、摘発に力点を置き、規程に基づき厳格な対応をすることにより不適正行為を繰り返す事業者の根絶を図ることを目的とした研修を行いました。

(7) (公財)東京タクシーセンターの指導協力員研修会並びに団体指導責任者講習会及び指導協力員報告会

個人タクシー業界から当協会の街頭営業適正化特別委員会委員8名と同推進指導員40名、また東個協・都営協からも各指導担当者がタクシーセンターの指導協力員として委嘱されております。

7月26日には、タクシーセンターにより各問題地区での指導状況の報告や今後の対応等についての指導協力員研修会が行われました。また、10月14日には同指導協力員並びに各団体の指導責任者を対象とする講習会及び指導協力員報告会が開催され106名が出席しました。

主要タクシー乗り場の運営や苦情事案の最近の傾向分析、銀座乗車禁止地区をはじめとする街頭指導の状況等が説明されました。また、指導協力員報告会では

活発な意見交換が行われました。

4. 行政方針、通達等の周知及び協会の機関誌等の刊行と広報活動について

(1) 関係法令、通達等の周知

関係法令の一部改正や通達等については、毎月開催の理事会で報告及び説明し、会員団体へも随時通知いたしました。

(2) 協会報の発行

理事会をはじめ業界の最新情報や現状をお知らせする協会報は、好評の「東京ぐるり支部紹介」や地理モニター調査員からの「地理モニター報告」等、タイムリーな話題とともに紙面の充実を図り、事業者一人ひとりに配付しました。

(3) 協会ホームページの充実

協会ホームページは、お客様への情報、組織内向けの情報、個人タクシー開業希望者への情報、データライブラリー等を掲載しております。組織内向けの情報では、関係通達や協会規定類の改定、申請・届出様式等、常に最新の内容に更新し更なる利便向上に努めました。

また、お客様へは運賃改定のお知らせや「個人タクシー利用者感謝の日キャンペーン」の応募方法や当選者情報の他、マスターズ制度についてもわかりやすく掲載し、より多くのお客様に個人タクシーをご利用いただけるようPRにも努めました。

5. 事業者のために行う経営改善の指導及び事業用資材対策について

(1) 経営白書の刊行

平成28年度版経営白書 ～はじめに～ より一部抜粋。

当協会では昭和58年の初めて発行された経営白書のサブタイトルは、「組織の活力。事業の拡大をはかる個人タクシー」でありました。事業者に夢を与え、導くタイトルです。

発行から33年目を迎え、平成27年度の経営白書のタイトルは、「本当にいいのかこのままで」とうたわれております。この33年間で、何がどう変わったのでしょうか。

まず、経済面において、バブルが崩壊し、社会の動向も大きく変化しました。我々の営業環境も一変しましたが、事業者の多くはただただ仕事ができない、客がない等、この状況を深く理解せずに過去を引っ張り、良い夢を毎日見られるようにとだけを思い営業されています。その間、法人タクシー会社の乗務員の質の向上は目覚ましく進化を遂げている事を直視して頂きたいと思います。会社ぐるみで生き残りを目指し、努力をされております。

個人業界を見ますと、常識では考えられない出来事が起きております。いつ社会問題として取り上げられてしまうか不安と心配でなりません。組合費をいただいて組合は成り立ち、東京タクシーセンターへもタクシー事業者として負担金を納めております。組合は、その組合費を運用し、事業者への事業支援、または営業支援をさせていただいております。タクシーセンターも、その負担金において事業支援の一環として、タクシールールの遵守、乗り場管理、不適正営業の撲滅等にご協力をいただいております、頭が下がる次第であります。

何か個人タクシーの一部に、組合費とタクシーセンターへの負担金を納めているということで、自身をお客様だと思っている方がおります。何か取り違えている事業者が組合の良い部分のみ利用して、自分さえ良ければなどと不適正な営業をされている様に感じます。

個人タクシーを存続し、継続させる為に経営白書を作成し、個人タクシー事業者の実態を示し、報告させていただいております。

現状をまず一人一人が確実に掌握し、反省をし、改善して下さい。何が良くて何が駄目なのか。良く考えて反省することが前進への一歩です。

平成28年度版個人タクシー経営白書は、サブタイトルを“欠落する道徳心 一人の非常識が制度の危機 本当にいいのか！このままで!!”として10月に刊行しました。

(2) 初乗距離短縮運賃の実施について

短距離の利用に躊躇している潜在的なお客様の掘り起こしや高齢者、若年層、また外国人観光客の方々に気軽にタクシーをご利用いただけるよう特別区武三交通圏において、初乗り距離を短縮した新運賃（初乗り 1,052km 410円）を平成29年1月30日より実施いたしました。

現行の改正タクシー特措法による特定・準特定地域は、指定された範囲内から運賃を定める「公定幅運賃」制度が導入されており、個人タクシーも新たに定められた運賃幅の中から新しい運賃を選ぶ変更手続が必要となりました。

当協会においては、切迫した日程の中で改定作業がスムーズに進むよう諸届出用紙、運賃料金表、運賃ステッカー、リーフレット等を作成・配付するとともに、各団体協力のもと取り纏め作業を行いました。

6. 一般乗用旅客自動車運送事業に関する調査研究並びに統計事務の整備作成について

(1) 輸送実績調査及び集計

輸送実績、事業報告については、各団体が支局に提出したものと同様のものを提出いただき、当協会事務局において全事業者の輸送実績データから、より多くの標準的事業者の輸送実績の集計作業を行い、諸施策に活用いたしました。

(2) (一社)全国個人タクシー協会の各種調査への協力

(一社)全個協が行うタクシー運賃現況調査、個人タクシー事業者基本調査、輸送実績調査等に協力しました。

Ⅲ. 事業者の相互扶助を図るための共済事業について

平成28年度の死亡事業者数は、前年度に比して21名減少し84名でした。死亡者の平均年齢は67.9歳で、死亡原因としては、消化器系、循環器系、呼吸器系等の生活習慣病に起因するものが多く見られました。その内癌による死亡者は32名(38.1%)と前年比マイナス13名で、その割合は4.8ポイント減少したものの4割近い状況に変わりありません。引き続き、健康診断による早期発見・早期治療と再診・再検査の徹底をお願いいたします。

・死亡者数

27年度	28年度
105名 平均年齢67.9歳	84名 平均年齢67.9歳 (前年比 △21名)
うち癌による死亡者45名(42.9%)	うち癌による死亡者32名(38.1%)

また、健康管理を万全なものにするためにも、定期健康診断の結果を有効に活用するとともに、再診・再検査は必ず受診して“安全と健康”を一層向上させ、健康起因による事故を未然に防ごうということから平成28年度も健康管理啓蒙ポスターを作成し、各団体事務所に掲出願いました。

《健康管理啓蒙ポスター》

タイトル「健康管理万全ですか？必ず再検査を受け健康起因の事故をなくそう」

Ⅳ. 事業者のために行う関係官庁等への事務代行業

(1) 譲渡譲受認可申請件数

平成28年5月～平成29年4月	申請前合格	292件
	申請後試験	53件

平成27年4月1日以降に実施する試験から、事前試験制度が導入され、法令及び地理試験は年1回、法令のみの試験は年3回実施されております。なお、事

前試験制度により合格した者には、2年間有効の合格証が発せられ、譲渡人がいれば随時申請し、処理期間を経て随時処分されております。

事前試験合格者の譲渡譲受申請の処分状況につきましては、毎月理事会に報告するなど情報提供いたしました。

(2) 期限更新申請件数

平成28年12月1日更新者	3,479件
平成29年6月1日更新者	1,952件

(3) 表彰関係

平成28年自動車関係功労者表彰（大臣表彰）	2名
平成28年関東運輸局長表彰	4名
平成28年東京運輸支局長表彰	19名
(公財)東京タクシーセンター優良事業者団体表彰	38団体
(公財)東京タクシーセンター優良運転者表彰	310名
平成28年交通栄誉章「緑十字銅章」	16名

以上、平成28年度の事業活動の概況について申し述べましたが、それぞれの事業の実施に当たりましては、各団体役員並びに事務局各位に多大なご協力をいただき誠にありがとうございました。皆様方のご尽力によりまして、円滑な業務運営をすることができ、かつ、一定の成果を収めることができました。改めて心から感謝を申し上げます。

また、関係行政庁及び関係機関の懇切なご指導、ご鞭撻に対しましても厚く感謝を申し上げます。新年度におきましても、引き続きご支援をよろしくお願い申し上げます。

平成28年度の活動状況

I. 総会・理事会等

(1) 第3回定時総会

7月1日 ホテルグランドパレス 「議決権行使者65名 出席」

(2) 正副会議

5月10日 「木村会長、秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務」
6月7日 「木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務」
6月22日 「木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務」
7月1日 「木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務、他2名」
7月13日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」
8月5日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」
9月2日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」
10月6日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」
11月9日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」
12月2日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」
1月12日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」
1月17日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」
2月3日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」
3月1日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」
4月4日 「秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務」

(3) 理事会

第22回	5月20日	日個連会館	「理事28名中27名出席」
第23回	6月22日	日個連会館	「理事28名中28名出席」
第24回	7月1日	日個連会館	「理事29名中29名出席」
第25回	7月22日	日個連会館	「理事29名中29名出席」
第26回	8月19日	日個連会館	「理事29名中29名出席」
第27回	9月21日	日個連会館	「理事29名中28名出席」
第28回	11月29日	日個連会館	「理事28名中26名出席」
第29回	1月17日	ホテルグランドパレス	「理事28名中28名出席」
第30回	2月15日	日個連会館	「理事28名中28名出席」
第31回	4月13日	日個連会館	「理事28名中26名出席」

(4) 監査

5月19日 平成27年度期末監査 三浦・田中両監事、木村会長、前田専務
11月11日 平成28年度上期監査 関・田中両監事、秋田会長、前田専務

(5) 総務委員会

第3回 8月22日 「秋田会長、矢澤・岩堀・堀口・三浦・濱田各委員、櫻井担当副会長、前田専務」

(6) 財務委員会

第4回 5月19日「野田委員長、櫻井副委員長、榊原・川井・内田(雅)各委員、横山担当副会長、前田専務」

第5回 11月11日「秋田会長、小嶋・横尾・内田・平本・渡辺各委員、伊藤担当副会長、前田専務」

(7) 1月17日 平成29年新年賀詞交歓会 ホテルグランドパレス

来賓34名、理事28名、監事2名、委員会委員18名、推進指導員31名

II. 安全輸送を確保するために必要な事業

(1) 安全対策委員会

第3回 8月31日「秋田会長、山下・野田・田中(映)・野寄・齋藤・片田各委員、田中担当副会長、前田専務」

(2) 法個事故防止対策関係

9月6日 法個シートベルト着用調査・PR活動

野田安全対策委員長、田中委員 事務局：業務課長

12月14日 法個シートベルト着用調査・PR活動

山下安全対策副委員長、野寄委員 事務局：業務課長

4月7日 法個シートベルト着用調査・PR活動

田中担当副会長、野田安全対策委員長 事務局：管理部次長、業務課長

(3) 安全運行指導員講習会

12月5日 自動車事故対策機構運行管理者等一般講習 165名受講

(4) タクシードライバー交通安全教室 警視庁交通安全教育センター

9月14日 東個協受講者8名、都営協受講者8名 野田安対委員長

2月1日 東個協受講者8名、都営協受講者8名 齋藤安対委員

4月5日 東個協受講者8名、都営協受講者8名 片田安対委員

(5) 8月26日 タクシー交通事故防止キャンペーン 上野駅正面口優良タクシー乗り場 田中副会長、

田中・野寄両交通共済理事長 事務局：管理部次長、業務課長

9月29日 中央警察署主催交通安全運動 東京駅 江連委員

10月20日 NASVA安全マネジメントセミナー 東京国際フォーラム 伊藤副会長

12月2日 タクシー交通事故防止キャンペーン 新宿駅 野田安対委員長、山下副委員長、

田中・野寄両交通共済理事長 事務局：業務課長

4月13日 中央警察署主催交通安全運動 東京駅 綾部委員

(6) 3月10日 自動車事故対策機構運行管理者等指導講習業務及び適性診断業務実施計画協議

東京運輸支局 事務局：管理部次長

(7) 東京タクシー防犯協力会

6月28日 監査 東タ協 「櫻井監事」

7月8日 幹事会 東タ協 「松浦幹事」

7月14日 総会 グランドヒル市ヶ谷 「秋田防犯協力会新副会長、伊藤理事、櫻井監事、佐藤新監事、松浦幹事」

11月30日 防犯責任者講習会 ランゲウット 「田中副会長、伊藤防犯協力会理事、佐藤監事、松浦幹事」

(8) セーフティドライバー・コンテストへ150組750名で参加

Ⅲ. サービス向上・資質向上・輸送秩序の確立のために必要な事業

1. 良質な輸送力の確保対策

(1) 個人タクシー事業者研修会 (メルパルクホール)

・平成28年12月1日更新対象者

- | | | | |
|----|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1回 | 5月13日 | 883名 | 支局：龍崎専門官・増永専門官
タクシ：黒川指2係長
キャプラン(株)：松橋講師
小川・城・田中・栗原・藤田各理事 |
| 2回 | 5月26日 | 999名 | 支局：龍崎専門官・増永専門官
タクシ：河内指1課長代理
キャプラン(株)：松橋講師
秋田副会長、山下・石川・小嶋・野田・酒井各理事 |
| 3回 | 6月2日 | 934名 | 支局：龍崎専門官・増永専門官
タクシ：黒川指2係長
キャプラン(株)：松橋講師
佐藤副会長、本橋・川井・櫻井・横尾・内田(秀)各理事 |
| 4回 | 7月20日 | 710名 | 〔高齢事業者研修会〕
支局：龍崎専門官・増永専門官
事故対東京主管支所：三好アシスタントマネージャー
鶯谷健診センター：本井部長
タクシ：関指1主任
キャプラン(株)：松橋講師
伊藤副会長、矢澤・宮田・中嶋・渡辺各理事 |

・平成29年6月1日更新対象者

- | | | | |
|----|--------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1回 | 11月24日 | 1289名 | 支局：龍崎専門官・中澤専門官
タクシ：志水指1係長
キャプラン(株)：松橋講師
田中副会長、城・中嶋・野田・濱田・杉本各理事 |
| 2回 | 2月13日 | 783名 | 〔高齢事業者研修会〕
支局：龍崎専門官・中澤専門官
事故対東京主管支所：三好アシスタントマネージャー
鶯谷健診センター：小泉・堀口両保健師
タクシ：平指1係長
キャプラン(株)：森田講師
中嶋副会長、宮田・岩堀・横尾・高橋(眞)・渡辺各理事 |

(2) 東京運輸支局許可期限更新特別研修

- 10月24日 対象事業者734名 西新井文化ホール
小倉・城・内田・齋藤各理事 事務局：業務課長、適正化係長
- 4月27日 対象事業者1103名 西新井文化ホール
濱田・杉本・石川・野田各理事 事務局：業務課長、適正化係長

2. 利用者へのサービス向上対策

(1) 個人タクシー利用者感謝の日 キャンペーン活動 12月1日～21日

- マスターズ制度参加者による応募はがき付きチラシを車内配布
領収書貼付のうえ応募、協会ホームページにもキャンペーンPR
当選賞品：東日本大震災の復興支援策の一環として東北地方への宿泊観光プランや特
産品、熊本地震の復興支援として九州地方の特産品、クオカード
※当選者が利用した個人タクシー事業者にも副賞

(2) 第24回個人タクシー利用者懇談会 11月7日 アルテリア市ヶ谷 出席アドバイザー：17名
秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務、矢澤総務委員長、
岩堀副委員長、堀口・三浦・濱田・押木各委員

(3) 環境美化運動

- 5月9日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 池袋西口優良タクシー乗り場
東個協板橋第一支部・都営協葛飾支部 有志6名
- 6月20日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 新宿駅西口地下優良タクシー乗り場
東個協練馬支部・都営協城北支部 有志6名
- 7月11日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 羽田空港国際線優良タクシー乗り場
東個協都心支部・都営協事業団支部 有志6名
- 8月9日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 吉祥寺駅
東個協武三支部・都営協第一事業団支部 有志6名
- 9月12日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 押上駅
東個協新東京支部・都営協新興協組 有志6名
- 10月11日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 巣鴨駅
東個協北第二支部・都営協友和支部 有志6名
- 11月14日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 大塚駅
東個協豊島支部・都営協双和支部 有志6名
- 12月12日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 錦糸町駅
東個協墨東支部・都営協東部支部 有志6名
- 1月10日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 亀有駅
東個協葛飾第一支部・都営協浮間支部 有志6名
- 2月14日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 日暮里駅
東個協荒川支部・都営協東京北支部 有志6名
- 3月13日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 目黒駅
東個協目黒第一支部・都営協事業団支部 有志6名
- 4月11日 個人タクシー合同環境美化清掃活動 亀有駅
東個協葛飾第二支部・都営協千住協組 有志6名

(4) ユニバーサルドライバー研修

5月2日	第12回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者37名
5月16日	第13回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者34名
6月6日	第14回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者33名
6月20日	第15回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者35名
7月11日	第16回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者35名
8月8日	第17回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者38名
9月5日	第18回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者37名
10月17日	第19回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者26名
11月21日	第20回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者41名
12月19日	第21回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者40名
2月20日	第22回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者33名
3月27日	第23回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者40名
4月24日	第24回ユニバーサルドライバー研修	日個連会館	受講者35名

(5) 外国人旅客接客研修

7月5日 第5回外国人旅客接客研修(英語初級) 日個連会館 受講者36名

- (6) 11月15日 第6回新宿ターミナル協議会バリアフリー・利便性分科会 都庁 事務局：適正化係長
2月3日 第7回新宿ターミナル協議会バリアフリー・利便性分科会 都庁 事務局：適正化係長
3月21日 第8回新宿駅多言語対応・案内サイン検討会及び第8回新宿ターミナル協議会案内サイン分科会 都庁 事務局：適正化係長
3月21日 第9回新宿ターミナル協議会バリアフリー・利便性分科会 都庁 事務局：適正化係長
3月23日 第6回新宿ターミナル協議会 都庁 事務局：適正化係長

- (7) 6月3日 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクセシビリティ協議会
第7回交通アクセス部会 虎ノ門ヒルズ 事務局：管理部次長
9月16日 北区バリアフリー基本構想の策定に伴う第1回事業者部会 北区役所 事務局：管理部次長
11月1日 北区バリアフリー基本構想の策定に伴う第3回区民部会第2回事業者部会 北とぴあ
事務局：管理部次長

- (8) 2月28日 接客マナーコンテスト準本選会 日個連会館
審査員：秋田審査委員長、中島審査副委員長、クセシテック増田部長、
キャプラン(株)松橋インストラクター
ノミネート者13名(東個協7名、都営協4名、多摩個連1名、全個人1名)
3月29日 接客マナーコンテスト本選会 個人タクシー会館
事務局：業務部部長、管理部次長

- (9) 11月14日 羽田空港関係者調整会議 東京空港事務所 前田専務

3. 街頭営業の適正化と基本対応励行の推進

(1) 街頭営業適正化特別委員会

- 第5回 7月15日「秋田会長、櫻井・宮田・中山・石川・綾部・江連・水野・柴田各委員、前田専務」
第6回 3月22日「書面開催」

- (2) 街頭営業適正化特別委員・推進指導員合同会議 日個連会館
7月26日「秋田会長、櫻井委員長、宮田副委員長、中山・石川・綾部・江連・水野・柴田各委員、前田専務、推進指導員40名」
- (3) 街頭営業適正化検討会
第1回 5月18日「木村会長、秋田委員長、丸山副委員長、前田専務、支局4名、タケン2名」
第2回 6月23日「木村会長、秋田委員長、丸山副委員長、前田専務、支局4名、タケン2名」
- (4) 所属団体長講習会 日個連会館
9月27日「秋田会長、櫻井委員長、宮田副委員長、前田専務、タケン2名、所属団体長33名」
11月4日「秋田会長、櫻井委員長、宮田副委員長、前田専務、タケン2名、所属団体長33名」
3月21日「櫻井委員長、宮田副委員長、前田専務、タケン2名、所属団体長20名」
- (5) 特別指導講習会
第59回 6月24日 日個連会館
タケン：駒井指2課長
秋田委員長、丸山副委員長、坂本・宮田両委員
- 第60回 10月24日 日個連会館
タケン：志水指1係長
櫻井委員長、宮田副委員長、中山・石川・綾部・江連・水野・柴田各委員
- 第61回 3月7日 日個連会館
タケン：志水指1係長
櫻井委員長、宮田副委員長、綾部・江連両委員
- (6) 7月26日 東京タクシーセンター指導協力員研修会 日個連会館 秋田会長、指導協力員58名
10月14日 平成28年度個人タクシー団体指導責任者を対象とする講習会及び東京タクシーセンター指導協力員報告会 日個連会館 106名出席
- (7) 街頭指導関係
5月11日 銀座・新橋街頭指導 坂本委員、第10A指導班2名
5月12日 東京駅八重洲口街頭指導 石川委員、第10B指導班2名
5月13日 銀座地区街頭指導 千田委員、第1A指導班2名
5月18日 六本木地区街頭指導 宮田委員、第1B指導班2名
5月25日 銀座・新橋街頭指導 丸山副委員長、第2A指導班2名
5月27日 銀座地区街頭指導 齋藤委員、第2B指導班2名
5月31日 東京運輸支局銀座乗禁地区街頭監視立会い 丸山副会長、櫻井理事
6月3日 銀座地区街頭指導 丸山副委員長、第3A指導班2名
6月6日 銀座・新橋街頭指導 秋田委員長、第3B指導班2名
6月17日 東京駅八重洲口街頭指導 宮田委員、第4A指導班2名
6月20日 銀座・新橋街頭指導 柴田委員、第5A指導班2名
6月21日 銀座地区街頭指導 坂本委員、第5B指導班2名
6月27日 銀座・新橋街頭指導 齋藤委員、第6A指導班2名
7月20日 銀座地区街頭指導 櫻井委員長、宮田副委員長、中山・石川・綾部・江連・水野・柴田各委員
8月9日 銀座・新橋街頭指導 宮田副委員長、第1A指導班2名
8月10日 銀座・新橋街頭指導 中山委員、第1B指導班2名

8月17日 銀座・新橋街頭指導 櫻井委員長、第2A指導班2名
 8月18日 銀座・新橋街頭指導 石川委員、第2B指導班2名
 8月24日 六本木地区街頭指導 江連委員、第3A指導班2名
 8月26日 六本木地区街頭指導 水野委員、第3B指導班2名
 8月30日 銀座・新橋街頭指導 柴田委員、第4A指導班2名
 8月31日 銀座・新橋街頭指導 綾部委員、第4B指導班2名
 9月2日 銀座地区街頭指導 石川委員、第5A指導班2名
 9月5日 銀座・新橋街頭指導 櫻井委員長、第5B指導班2名
 9月8日 銀座・新橋街頭指導 宮田副委員長、第6A指導班2名
 9月14日 銀座・新橋街頭指導 綾部委員、第6B指導班2名
 9月15日 銀座・新橋街頭指導 水野委員、第7A指導班2名
 9月26日 銀座・新橋街頭指導 江連委員、第7B指導班2名
 9月28日 銀座・新橋街頭指導 柴田委員、第8A指導班2名
 9月30日 銀座地区街頭指導 中山委員、第8B指導班2名
 10月11日 銀座・新橋街頭指導 櫻井委員長、第9B指導班2名
 10月12日 銀座・新橋街頭指導 綾部委員、第10A指導班2名
 10月18日 東京運輸支局銀座乗禁地区街頭監視立会い 櫻井副会長、宮田副委員長
 10月20日 銀座・新橋街頭指導 宮田副委員長、第10B指導班2名
 10月21日 銀座地区街頭指導 石川委員、第1A指導班2名
 10月25日 銀座・新橋街頭指導 江連委員、第1B指導班2名
 10月28日 銀座地区街頭指導 柴田委員、第2A指導班2名
 10月31日 銀座・新橋街頭指導 水野委員、第2B指導班2名
 11月1日 銀座・新橋街頭指導 石川委員、第3A指導班2名
 11月8日 銀座・新橋街頭指導 中山委員、第3B指導班2名
 11月11日 銀座地区街頭指導 櫻井委員長、第4B指導班2名
 11月15日 銀座・新橋街頭指導 水野委員、第5A指導班2名
 11月18日 銀座地区街頭指導 宮田副委員長、第5B指導班2名
 11月21日 銀座・新橋街頭指導 柴田委員、第6A指導班2名
 11月24日 銀座・新橋街頭指導 綾部委員、第6B指導班2名
 12月1日 銀座・新橋街頭指導 宮田副委員長、第7A指導班2名
 12月2日 銀座地区街頭指導 江連委員、第7B指導班2名
 12月5日 東京駅八重洲口街頭指導 櫻井委員長、石川委員、第8A指導班1名
 12月6日 銀座・新橋街頭指導 石川委員、第8B指導班2名
 12月7日 東京駅八重洲口街頭指導 綾部委員、第9A指導班2名
 12月8日 銀座・新橋街頭指導 中山委員、第9B指導班2名
 12月9日 銀座地区街頭指導 柴田委員、第10A指導班2名
 12月12日 銀座・新橋街頭指導 水野委員、第10B指導班2名
 12月14日 東京駅八重洲口街頭指導 綾部委員、第1B指導班2名
 12月15日 銀座・新橋街頭指導 中山委員、第2A指導班2名
 12月16日 関東運輸局長年末特別街頭視察立会い 櫻井委員長、宮田副委員長
 1月11日 銀座・新橋街頭指導 石川委員、第2B指導班2名
 1月12日 銀座・新橋街頭指導 宮田副委員長、第3A指導班2名
 1月19日 銀座・新橋街頭指導 櫻井委員長、第3B指導班2名
 1月20日 銀座地区街頭指導 綾部委員、第4A指導班2名
 1月23日 銀座・新橋街頭指導 江連委員、第4B指導班2名
 1月24日 銀座・新橋街頭指導 柴田委員、第5A指導班2名
 1月27日 銀座地区街頭指導 水野委員、第5B指導班2名
 1月30日 銀座・新橋街頭指導 中山委員、第6A指導班2名

2月1日 銀座・新橋街頭指導 宮田副委員長、第6B指導班2名
 2月10日 銀座地区街頭指導 中山委員、第7B指導班2名
 2月14日 東京運輸支局銀座乗禁地区街頭監視立会い 櫻井委員長、宮田副委員長
 2月14日 銀座・新橋街頭指導 柴田委員、第8A指導班2名
 2月16日 銀座・新橋街頭指導 水野委員、第8B指導班2名
 2月20日 銀座・新橋街頭指導 櫻井委員長、第9A指導班2名
 2月24日 銀座地区街頭指導 綾部委員、第9B指導班2名
 2月28日 銀座・新橋街頭指導 石川委員、第10A指導班2名
 3月2日 銀座・新橋街頭指導 水野委員、第10B指導班2名
 3月8日 銀座・新橋街頭指導 櫻井委員長、第1A指導班2名
 3月13日 銀座・新橋街頭指導 江連委員、第1B指導班2名
 3月16日 銀座・新橋街頭指導 綾部委員、第2A指導班2名
 3月17日 銀座地区街頭指導 石川委員、第2B指導班2名
 3月22日 銀座・新橋街頭指導 柴田委員、第3A指導班2名
 3月24日 銀座地区街頭指導 中山委員、第3B指導班2名
 3月28日 銀座・新橋街頭指導 宮田副委員長、第4A指導班2名
 4月5日 銀座・新橋街頭指導 江連委員、第4B指導班2名
 4月6日 銀座・新橋街頭指導 櫻井委員長、第5A指導班2名
 4月12日 銀座・新橋街頭指導 水野委員、第5B指導班2名
 4月14日 銀座地区街頭指導 宮田副委員長、第6A指導班2名
 4月18日 銀座・新橋街頭指導 綾部委員、第6B指導班2名
 4月21日 銀座地区街頭指導 柴田委員、第7A指導班2名
 4月24日 銀座・新橋街頭指導 石川委員、第7B指導班2名
 4月25日 銀座・新橋街頭指導 中山委員、第8A指導班2名

(8) 乗り場問題・交通対策関係会議

5月12日 田町駅東口再開発連絡会 タクシ 事務局：適正化係長
 5月27日 渋谷駅周辺再開発打合せ 東タ協 事務局：業務課長
 5月30日 東京駅八重洲口前タクシー乗り場会議 東タ協 事務局：適正化係長
 6月7日 渋谷区「歩行者天国等を考える会」打合せ 渋谷区がコミュニティ美竹の丘
 事務局：業務課長
 6月10日 渋谷駅周辺交通対策検討会 警視庁 事務局：業務課長
 7月12日 銀座ショットガン運営協議会監査 タクシ 事務局：管理部次長、適正化係長
 7月12日 田町駅東口再開発連絡会 タクシ 事務局：適正化係長
 7月27日 銀座ショットガン運営協議会 東タ協 前田専務 事務局：適正化係長
 8月24日 銀座ショットガンシステム導入に対する警視庁交通部長感謝状贈呈式 警視庁
 伊藤副会長 事務局：適正化係長
 8月24日 タクシー交通事故防止対策会議 原宿警察署 事務局：業務課長
 8月29日 JR東日本喫煙問題打合せ JR東日本東京支社 事務局：適正化係長
 8月31日 中野駅周辺地区総合交通戦略策定検討会 中野区産業振興センター 櫻井副会長、
 事務局：適正化係長
 9月8日 お台場周辺乗り場会議 タクシ 事務局：業務課長
 9月13日 客待ち改善推進会議 麻布警察署 事務局：業務課長
 9月14日 客待ち改善推進会議 ハウットプラザ 事務局：業務課長
 9月15日 渋谷駅周辺交通対策検討会 渋谷区商工会館 事務局：業務課長
 9月20日 渋谷区「歩行者天国等を考える会」 渋谷区がコミュニティ美竹の丘 事務局：業務課長
 10月21日 中野駅周辺地区総合交通戦略策定検討会 中野区産業振興センター 事務局：適正化係長
 11月17日 東京都駐車対策協議会 警視庁新橋庁舎 事務局：業務課長

- 11月30日 渋谷区「歩行者天国・カウントダウンを考える会」 渋谷区がコミュニティ美竹の丘
事務局：業務課長
- 12月8日 バスタ新宿等検証会議 原宿警察署 事務局：業務課長
- 12月13日 渋谷駅周辺交通対策検討会 警視庁 事務局：業務課長
- 2月2日 客待ち改善推進会議 麻布警察署 事務局：業務課長
- 2月8日 銀座ショットガン運営協議会監査 タクセン 事務局：管理部次長、適正化係長
- 2月23日 渋谷区「歩行者天国・カウントダウンを考える会」 渋谷区がコミュニティ美竹の丘
事務局：業務課長
- 2月24日 銀座ショットガン運営協議会 東夕協 中島副会長、前田専務 事務局：適正化係長
- 2月24日 新宿駅周辺の交通問題に関する意見交換会 東京国道事務所 事務局：業務課長
- 3月10日 バスタ新宿打合せ 東夕協 事務局：業務課長
- 3月17日 中野駅周辺地区総合交通戦略策定検討会 中野区産業振興センター 櫻井副会長、
事務局：適正化係長
- 3月22日 渋谷駅周辺交通対策検討会 渋谷区勤労福祉会館 事務局：業務課長
- 4月13日 第3回東京駅八重洲口交通広場における交通安全対策検討会 東京運輸支局
宮田街特副委員長 事務局：適正化係長
- 4月19日 バスタ新宿会議 東京国道事務所 事務局：業務課長

4. 行政方針、通達等の周知及び協会の機関紙等の刊行と広報活動

(1) 教育広報委員会

- 第25回 5月30日 「小嶋委員長、矢澤副委員長、藤田・三浦・星野・小倉各委員、前田専務」
- 第26回 6月30日 「小嶋委員長、矢澤副委員長、藤田・三浦・星野・小倉各委員、前田専務」
- 第27回 7月29日 「秋田会長、中嶋・高橋・千田・小川・杉本各委員、前田専務」
- 第28回 8月26日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」
- 第29回 9月28日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」
- 第30回 10月28日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」
- 第31回 12月1日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・椎橋各委員」
- 第32回 12月21日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」
- 第33回 1月24日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」
- 第34回 2月22日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員」
- 第35回 3月22日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」
- 第36回 4月21日 「中嶋委員長、高橋副委員長、千田・小川・杉本・椎橋各委員、前田専務」

5. 事業者のために行う経営改善の指導及び事業用資材対策

(1) 経営資材委員会

- 第7回 8月9日 「秋田会長、本橋・小倉・忍足・鈴木・榊原・小島各委員、佐藤担当副会長、
前田専務」
- 第8回 9月6日 「本橋委員長、小倉副委員長、忍足・鈴木・榊原・小島各委員」
- 第9回 9月23日 「本橋委員長、小倉副委員長、鈴木・榊原・小島各委員、前田専務」

(2) 平成28年度版個人タクシー経営白書 10月発行

～欠落する道徳心 一人の非常識が制度の危機 本当にいいのか! このままで!!～

- (3) 1月27日 運賃改定記者会見 東夕協 秋田会長、中島副会長、前田専務

IV. 監督官庁が行う行政事務の協力および事業者が行う関係官庁への事務代行

- (1) 譲渡譲受認可申請件数 平成28年5月～平成29年4月

申請前合格	292件
申請後試験	53件

- (2) 期限更新申請件数
- | | |
|----------|--------|
| 12月1日更新者 | 3,479件 |
| 6月1日更新者 | 1,952件 |

- (3) 6月30日 多摩地区登録諮問委員会 立川グランドホテル 相澤委員
4月19日 多摩地区登録諮問委員会 立川グランドホテル 田中委員

- (4) 表彰関係

平成28年東京運輸支局長表彰式	9月13日	品川区立総合区民会館	19名受賞
(公財)東京タクシーセンター優良事業者団体表彰式	9月29日	ホテルイースト21東京	38団体受賞
平成28年関東運輸局長表彰式	10月27日	神奈川県立青少年センター	4名受賞
平成28年自動車関係功労者表彰式	10月27日	国土交通省供用大会議室	2名受賞
平成28年交通栄誉「緑十字銅章」	11月25日		16名受賞
(公財)東京タクシーセンター優良運転者表彰式	11月24日	ホテルイースト21東京	310名受賞

V. タクシー特定地域協議会関係

- (1) 8月23日 第1回南多摩交通圏タクシー特定地域協議会 八王子市生涯学習センター 中島副会長、前田専務
8月23日 南多摩交通圏適正化及び活性化分科会 八王子市生涯学習センター 中島副会長、前田専務
9月27日 第1回南多摩交通圏タクシー特定地域協議会分科会WG 東夕協 堀口・高橋両理事
11月21日 第2回南多摩交通圏タクシー特定地域協議会分科会WG 東夕協 堀口・高橋両理事
1月27日 関東運輸局特定地域計画案説明 都個協 堀口・高橋両理事、前田専務
事務局：業務部部長
2月8日 第3回南多摩交通圏タクシー特定地域協議会分科会WG 東夕協 堀口・高橋両理事
2月16日 南多摩交通圏適正化及び活性化分科会 三多摩労働会館 伊藤副会長、
3月29日 第2回南多摩交通圏タクシー特定地域協議会 立川グランドホテル 伊藤副会長、前田専務

VI. (公財)東京タクシーセンター関係

- (1) (公財)東京タクシーセンター評議員会

6月21日	タケン	「木村評議員」
3月14日	如水会館	「秋田評議員」

- (2) // 理事会

3月2日	グランドホテル市ヶ谷	「中島理事」
------	------------	--------

- (3) // 登録諮問委員会・違法行為審査会・表彰選考委員会
 6月16日 タケン 「佐藤委員」
 8月4日 タケン 「佐藤委員」
 10月20日 タケン 「佐藤委員」
 3月9日 タケン 「田中・佐藤両委員」
- (4) // 適正化事業諮問委員会
 6月14日 タケン 「秋田委員」
 3月7日 タケン 「伊藤委員」
- (5) // 街頭指導会議
 6月2日 タケン 「秋田・丸山・相澤・前田各委員」
 10月21日 タケン 「櫻井・伊藤・宮田・前田各委員」
 2月21日 タケン 「櫻井・伊藤・宮田・前田各委員」
- (6) // タクシー乗り場管理運営委員会
 7月29日 タケン 「櫻井・前田両委員」
 2月27日 タケン 「櫻井・前田両委員」
- (7) // 優良タクシー乗り場設置検討会
 7月7日 作業部会 タケン 「前田専務」
 2月6日 作業部会 タケン 「前田専務」
- (8) // 英語おもてなしコンテスト
 10月28日 羽田空港国際線ターミナル：TIAT SKY HALL 「伊藤副会長」

VII. その他の会議等

- (1) 駅構内運営委員会
 5月10日 総会 東タ協 山下・小嶋両委員、三浦監事
 12月20日 業務打合せ 東タ協 櫻井・伊藤両委員 事務局：管理部次長
 4月20日 監査 東タ協 本橋監事
- (2) 5月26日 (一社)東京ハイヤー・タクシー協会通常総会 ホテルニューオタニ
 木村会長、横山・秋田・佐藤・相澤・丸山各副会長、前田専務
 6月3日 (一社)東京都LPガススタンド協会総会 アジュール竹芝 事務局：管理部次長
 10月31日 全都個人タクシー軟式野球連盟第32回大会開会式 江戸川区球場 秋田会長
 12月19日 東京都予算等に対する要望ヒアリング 都庁 秋田会長、中島副会長
 事務局：管理部次長
 1月10日 (一社)東京ハイヤー・タクシー協会新年賀詞交歓会 ホテルニューオタニ
 秋田会長、中島・櫻井・伊藤・田中・佐藤各副会長、前田専務
 1月20日 東京マラソン説明会 都庁 事務局：業務課長
 1月23日 東京都予算等に対する要望ヒアリングへの回答 都庁 秋田会長、中島副会長
 事務局：管理部次長
 4月26日 第18回テロ対策東京パートナーシップ推進協議会 警視庁新橋庁舎
 事務局：管理部次長